

正 誤

令和五年十二月二十八日(号外第二百七十四号)公布国土交通省令第九十八号(磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令)

(原稿誤り)

一九四ページ終りから一八行目「その他これらに準ずる方法により」は「その他」の誤り。

一九五ページ三行目「これらに」は「これらに記録する方法に」の誤り。

ページ段 行 誤 正

令和五年十一月三十日(号外第二百五十一号)厚生労働省告示第三百二十四号(食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件)

(原稿誤り)

八六 二法律第二百二十法律第二百三十
三三 三三